

四万十町奨学金貸付条例（平成18年条例第51号）による奨学金の貸付けに関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	四万十町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1：学資の貸与及び支給に関する事務（高校・大学等）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四万十町奨学金貸付条例（平成18年条例第51号）による奨学金の貸付けに関する事務
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4の項 四万十町奨学金貸付条例（平成18年条例第51号）による奨学金の貸付けに関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第9号）第3条	四万十町奨学金貸付条例（平成18年条例第51号） 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第三条</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れお飛び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、資力に不安のある青少年の勉学の志に寄与するため奨学金を貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。</p>

⑦独自利用事務の関連規範		四万十町奨学金貸付条例四万十町奨学金貸付条例施行規則
--------------	--	----------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令53条 項1号	四万十町奨学金貸付条例施行規則 第3条 第1項
事務の内容	独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	奨学金の貸付けに係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令53条 項1号 [△]	四万十町奨学金貸付条例施行規則 第3条 第1項 第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令53条 項1号 [▽]	四万十町奨学金貸付条例施行規則 第3条 第1項 第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	